

	新型コロナウイルス感染症対応資金			地域経済変動対策資金
受皿制度	SN4号 (1号資金)	SN5号 (2号資金)	危機関連保証 (3号資金)	SN4号、5号、危機関連保証、商工業2項
責任共有	対象外	対象	対象外	利用する制度による
売上高減少	▲20%	▲5%	▲15%	減少
限度額	4,000万円 (拡充 6月15日～)			5,000万円
期間(据置)	10年 (5年)			10年 (2年)
連帯保証人	個人は原則不要、法人は代表者以外不要 ※経営者保証免除対応確認書に合致した場合は保証人不要			個人は原則不要、法人は代表者以外不要
保証料	ゼロ	①小規模個人 or ②売上高減少が 15%以上	ゼロ	ゼロ (SN保証、危機関連保証併用の場合) ※危機関連保証は東根市、山辺町除く ※商工業2項の場合、保証料の32%自己負担
		①にも②にも該当し ない場合	0.425% (注1) ※国からの補助のため 半額自己負担	
金利	ゼロ (3年間)	①小規模個人 or ②売上高減少が 15%以上	ゼロ (3年間)	1.6%
		①にも②にも該当し ない場合	1.6%	
借換	可能※お取り扱い金融機関にご相談ください			不可
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年5月1日から令和3年1月31日融資実行分迄</li> <li>融資制度としての認定書は不要</li> <li>市町村からSN保証、危機関連保証の認定が必要</li> <li>保証料については一括徴収、補助対象は当初分のみ</li> <li>(注1) 経営者保証なしの場合は0.525%</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>無利子制度及び上限2億円の拡充措置については8月31日申請受付分迄 (9月30日まで融資実行が必要)</li> </ul>

□その他詳細につきましては、以下の保証協会各窓口までお問い合わせください (休日電話相談もっております) AM9:00~PM5:00



企業のちかくで、事業のちからに。  
山形県信用保証協会

●本店営業部 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル11階 TEL.023-647-2240  
●米沢支店 米沢市駅前三丁目1-91 TEL.0238-23-7630  
●長井支店 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階 TEL.0238-84-1674

●新庄支店 新庄市末広町8-21 TEL.0233-22-3171  
●酒田支店 酒田市緑町20-60 TEL.0234-22-7644  
●鶴岡支店 鶴岡市本町二丁目7-5 TEL.0235-22-6122